明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五六）　二

○国家戦略特別区域法第二十五条の二の内閣府令で定める実証事業等を定める内閣府令（同五七）　二六

○内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（同五八）　二七

〔府令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務九）　三四

○内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則（内閣府・総務・経済産業一）　三四

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（厚生労働一五五）　三五

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（農林水産五七）　二六

○発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業七一）　二八

○建設業法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通七〇）　二九六

○不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七一）　三三

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（同七二）　三三六

〔告　示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府一〇五）　三四〇

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する件（内閣府・総務一）　三四

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分～平成三十年分）を公表する件（総務二六〇）　三四一

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件（同二六一）　三四六

○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（同二六二）　三五〇

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務一五一）　三五〇

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二〇九）　三五一

○大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件（同二一〇）　三五四

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（厚生労働三〇四）　三五六

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同三〇五）　三五八

○協同農業普及事業の運営に関する指針を定める件（農林水産一六九三）　三六三

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和二年度令和二年六月分）（財務省）　三六六